

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第17回島根海区漁業調整委員会が平成20年7月25日に松江市朝日町「松江テルサ」で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。報告が遅くなって申し訳ありません。

本委員会には、松江市美保関町から3名の傍聴がありました。



1. 島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許申請について（諮問）

前回(3月11日)の委員会で、「島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許内容等の事前について」の知事からの諮問に対し、委員会として異議ない旨の答申がなされ、その内容を告示しましたが、4月1日～6月30日までの申請期間中に受理され内容審査された免許申請について、9月1日付けで免許する旨が委員会に諮られました。

委員会は提案された定置漁業19件、区画漁業37件の免許をすることにに対し、異議ない旨の答申をしました。

2. 定置漁業権の保護区域に係る委員会指示について（協議）

上記とおり、免許することに異議ない旨の答申がされ、9月1日付けで免許される定置漁業権について、委員会として漁法別に保護区域の設置を指示することについて協議が行われ、従前のおり、網については前面500メートル、後面及び沖合200メートル、釣及び延縄については前面200メートル、後面及び沖合150メートルの保護区域を指示することが決定されました。

3. 定置漁業の漁場計画の変更について(諮問)

(公聴会)

4. 定置漁業の漁場計画の変更について(答申)

議題1及び2で、今回の漁業権の一斉切替えに係る免許申請の殆どが処理されましたが、免許申請期間中に受理が出来なかった定置漁業1件について、県はこれまでの操業実績、漁獲実績等から、本定置漁業が県にとって必要であるとの認識から、前回の漁場計画の内容のうち申請期間を再設定し、定置漁業の漁場計画とすることを委員会に諮問しました。

諮問の後、公聴会が開催され、当該定置網関係者から本定置漁業の必要性等について意見が述べられました。

その後の委員会審議の結果、知事からの諮問に対し異議ない旨の答申がされました。

5. その他

第12期最後の委員会になることから、伊藤会長から今期締めくくりの挨拶がありました。委員の皆様、ありがとうございました。